

太田市ごみ減量市民会議設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるごみの減量化に係る施策の推進に資するため、太田市ごみ減量市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について協議し、市が執るべき施策に関し市長へ提言を行うものとする。

(1) 本市におけるごみの減量及び適正な処理の推進に関すること。

(2) その他ごみの減量化のために必要な事項

(委員)

第3条 市民会議は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、各地域の代表者、市内の各種団体に属する者、市内で事業を営む者、一般市民等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 市民会議は、原則として公開するものとする。

2 会長は、会議の内容が次のいずれかに該当するときは、市民会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）第6条に規定する不開示情報に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、会議を公開することにより、公正・円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

3 会長は、会議の開催時又は会議の進捗途中において、前項各号に掲げる事項に該当するおそれが生じたとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合において、会議は、必要に応じ会長の判断により非公開で行うことができる。

4 会長は、前項の規定により非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明するものとする。

(会議録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 市民会議の開催年月日

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の経過

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(事務局)

第9条 市民会議の事務局は、産業環境部リサイクル推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。